

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	岡本硝子株式会社			コード	7746
提出日	2020/6/11	異動（予定）日	2020/6/27		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	中井 日出海	社外取締役	○										○					有
2	結城 修	社外取締役								○							新任	
3	亀山 勝	社外監査役	○													○		有
4	野本 昌城	社外監査役	○													○		有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	中井日出海氏は、平成24年から「日の出特許&技術コンサルタント事務所」を開業して弁理士業務を営まれており、当社からも同事務所に対して不定期に弁理士業務を委託し、その報酬を支払っております。 そのため、上記に該当いたしますが、上記「当社を主要取引先とする者又はその業務執行者」に該当するか否かを、会社法施行規則第2条第3項第19号ロの規定に準じて検討したところ、同事務所は全体としての取引額がそれほど大きくなく、当社が占める割合はその約40%に当たりますが、絶対額が小さいので、中井日出海氏が当社の取締役として当社における業務等の意思決定を行うに際して大きな影響を与えることはなく、「主要な取引先」には該当しないと判断いたします。 また、中井日出海氏は、平成22年から継続して当社との間で顧問契約を締結しており、当社からこれに対する報酬を支払っております。 これについて、上記h「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家」に該当するか否かを、会社法施行規則第74条第4項第6号ロの規定に準じて検討したところ、当社が過去二年間に同氏に支払った報酬の総額は、当社の他の取締役の報酬を大きく下回っており、「多額の金銭その他の財産を得ている」には該当しないと判断いたします。なお、平成27年6月27日付で当社の社外取締役に選任されたことに伴い、当該顧問契約は解除いたしました。 以上のことから、中井日出海氏は、上記「以外」の属性には該当しないと判断いたします。	中井日出海氏は、平成27年から当社の社外取締役に就任されており、令和2年6月27日開催予定の当社第74回定時株主総会において引き続き社外取締役として選任する議案を会社提案いたします。同氏は、長年にわたり当社とはつながりのないガラスメーカーに在籍され、またその後も技術コンサルタントとして独立した活動をされており、ガラス業界における幅広い知識及び経験を有しております。その知識と経験を生かして、当社とは独立した立場で客観的及び専門的立場から取締役の職務を遂行していただけるものと考え、現在も、独立役員として指定しておりますが、引き続き独立役員として指定するものです。
2		
3	亀山勝氏は、上記a～lのいずれにも該当いたしません。	亀山勝氏は、平成14年から当社の社外監査役に就任されており、令和元年6月29日開催の当社第73回定時株主総会において引き続き社外監査役として選任されました。同氏は、一般株主と利益相反が生じ得ない独立性を十分に有しておられるほか、これまで社外監査役として社会的、客観的及び専門的立場から取締役の業務執行を監査していただいております。独立役員として適任であります。これまでも、独立役員として指定しておりましたが、引き続き独立役員として指名されました。
4	野本昌城氏は、上記a～lのいずれにも該当いたしません。	野本昌城氏は、平成27年から当社の社外監査役に就任しており、令和元年6月29日開催の当社第73回定時株主総会において引き続き社外監査役として選任されました。同氏は、一般株主と利益相反が生じ得ない独立性を十分に有しておられるほか、社会的、客観的立場及び弁護士としての専門的立場から取締役の業務執行を監査していただいております。独立役員として適任であります。これまでも、独立役員として指定しておりましたが、引き続き独立役員として指定されました。
5		

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。